

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

介護保険制度は、将来の超高齢社会の到来に対する高齢者の安心と直面する介護問題を社会全体で支える仕組みとして平成12年4月に創設され、以来、要介護認定者数やサービス利用量の増加とともに、居宅サービス、施設サービスなど介護サービスの供給体制も着実に整備されてきました。さらに、平成18年度からは新予防給付や地域支援事業、地域密着型サービスや地域包括支援センターなど新たなサービス等が創設されました。

また、ひたちなか市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下、「しあわせプラン21」という。）の第3期（平成18年度～平成20年度）では、平成27年における高齢者介護の姿を見据えた一貫性・連動性のある介護保険事業計画を策定することとなり、第3期及び第4期（平成21年度～平成23年度）しあわせプラン21では、「介護サービス基盤の整備」や「介護予防の推進」、「認知症高齢者支援対策の推進」などを基本方針として、高齢者の介護・福祉等の推進を図りました。第5期（平成24年度～平成26年度）しあわせプラン21においては、「地域包括ケアの推進」を基本方針に加え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう「医療」、「介護」、「予防」、「見守り、配食などの多様な生活支援」並びに「住まい」などを一体的に提供していけるよう、要介護高齢者の増加にも対応できるようなまちづくりの推進を図ってきました。

今回の第6期（平成27年度～平成29年度）しあわせプラン21の策定にあたり、国では、第6期は、第5期からの地域包括ケアの推進から、団塊の世代の方が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業や介護予防・日常生活支援総合事業に積極的に取り組み、市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進める計画とするとしています。本市においても、この国の方針を踏まえて、これまでの計画や平成37年（2025年）の将来像を見据え、地域包括ケアシステムの段階的な構築に向けた取組に努めます。

2 計画の性格及び他の計画との調和

第6期しあわせプラン21は、第5期しあわせプラン21の方向性を継承しつつ、今後の高齢者の動向を勘案して平成37年（2025年）の介護サービスの利用見込や、そのために必要な保険料水準を推計するとともに、それらを踏まえた中長期的な視野に立って、第6期から第9期における地域包括ケアシステムの段階的な構築の方針と、その中での第6期の位置付けを明らかにし、第6期の目指す目標と具体的な施策を示すものです。

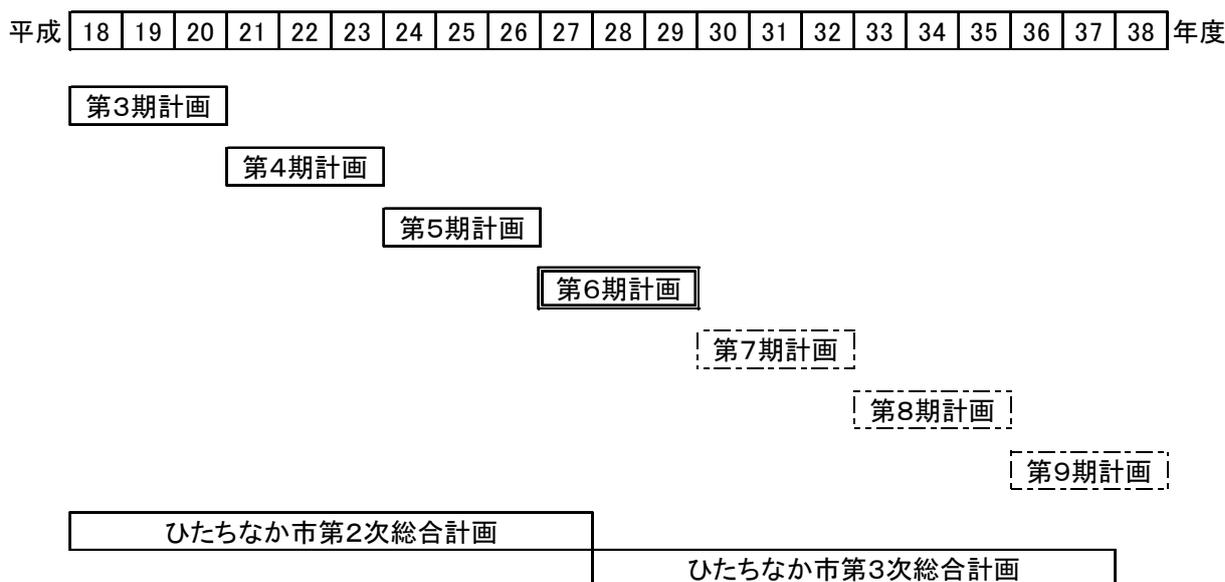
また、「ひたちなか市第2次総合計画後期基本計画」の基本構想を踏まえ、高齢者に向けた介護、福祉施策を総合的に展開し、「元気で思いやりと優しさに支えられたまちづくり」を目指すとともに、関連する国、県並びに各所管で定める計画との調和を保つものとします。

3 計画の法的位置付け

第6期しあわせプラン21は、老人福祉法の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に構成したものです。高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、第3期から3年を1期とする計画期間となっています。

4 計画期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。



5 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、介護保険事業や福祉サービスについて、供給体制の整備や計画推進に向けての取組など、計画の実施状況を評価する必要があるため、医療、介護、被保険者の各代表や学識経験者等で構成する「ひたちなか市高齢者福祉計画推進会議」において、実施状況等を検証するとともに、事業の総合的な推進を図っていきます。

「地域包括支援センター運営部会」では、地域包括支援センターにおいて事業が適切に、また公正・中立性の観点から運営されているかを点検し、協議を行っていきます。

「地域密着型サービス運営部会」においては、地域密着型サービスにおける事業所指定及び指定更新等について協議を行っていきます。